

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

所属(課名)

財務課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
乗合自動車運行管理業務委託	平成31年3月5日	三重交通(株)バス営業部松阪営業所	1,296,000	1,296,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約。平成31年1月30日を締め切り日とし、指名競争入札を開催した場合において参加するか否かを全登録業者を対象に調査したところ、参加の意思を示したのが1社だった。したがって指名競争入札が成立しないため、入札の意思を示した業者から見積書を徴収し、随意契約を行った。	無	
本館エレベーター保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス(株)中部支社三重支店	1,749,600	1,749,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約。エレベーターの設置業者であり、既設の遠隔監視装置やその他の機器が業者専用のものであることから、他の業者では対応できないため三菱電機ビルテクノサービス(株)中部支社三重支店と随意契約を行った。	無	
第二分館エレベーター保守管理業務委託	平成31年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス(株)中部支社三重支店	712,800	712,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約。エレベーターの設置業者であり、既設の遠隔監視装置やその他の機器が業者専用のものであることから、他の業者では対応できないため三菱電機ビルテクノサービス(株)中部支社三重支店と随意契約を行った。	無	
自動扉開閉装置保守管理業務委託	平成31年4月1日	ナブコドア(株)津営業所	1,123,200	1,123,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号による随意契約。自動ドア設置の施工業者であり、機器がメーカー専用のものであることから、故障時における迅速な部品調達が他の業者では困難であるためナブコドア(株)津営業所と随意契約を行った。	無	

非常用発電装置保守点検委託	平成31年4月1日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)中部本部	939,600	939,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約。設置業者であり、機器がメーカー専用のものであることから、故障時における迅速な部品調達が他の業者では困難であるため三菱電機プラントエンジニアリング(株)中部本部と随意契約を行った。	無	
松阪市役所本館構内電話交換設備賃貸借及び保守管理業務	平成31年4月1日	西日本電信電話株式会社 三重支店	808,488	808,488	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約。現在の松阪市役所本館の構内電話交換設備は平成24年9月に西日本電信電話株式会社三重支店が導入しており、5年半が経過している。構内電話交換設備の耐用年数は7年であり、まだ十分使用可能であるため、引き続き西日本電信電話株式会社三重支店と随意契約を行った。	無	
財務書類作成業務委託	平成31年4月26日	株式会社パスコ 三重支店	9,141,000	9,141,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約。(株)パスコ三重支店は固定資産台帳整備業者であり、現状を十分に把握し、本市の情報を細部にわたって熟知し、その省力化や見える化につながる方策を提案でき、財務4表を作成の大部分を担った太田会計士と提携している。以上より、両業務について有益な助言が可能である(株)パスコ三重支店と随意契約を行った。	有	
松阪市役所第二分館2階事務所系統空調機修繕	令和元年9月17日	富士電設備株式会社	792,000	792,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約。本修繕は、第二分館(教育委員会事務局)の空調機故障による修繕であり、緊急を要するため、現在庁舎の空調設備の保守管理業務を行っている富士電設備株式会社と随意契約を行った。	無	
庁舎本館3F多目的トイレオストメイト設置修繕	令和元年12月2日	宮田設備工業株式会社	913,000	913,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約。庁舎本館内にはオストメイトイレが設置されておらず、実際に利用したい市民の方が来庁されたときに利用できなかったことから、緊急にオストメイトイレを設置する修繕が必要となり、本修繕の緊急対応が可能な3業者より見積書を徴収し、最低価格の業者(宮田設備工業株式会社)と随意契約を行った。	無	

<p>松阪市役所本庁舎2階案内サイン表示改修業務委託</p>	<p>令和2年2月26日</p>	<p>(株)オカムラ三重支店</p>	<p>2,090,000</p>	<p>2,090,000</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号による随意契約。本業務は本庁舎2階の収納課・債権回収対策課・市民税課・資産税課及び住宅課の案内サイン表示を改修する業務である。今年度は現在契約している1階の案内サイン改修を実施し、2階については来年度実施する予定であったが、2階の税関係の課に多数の市民が訪れることを考慮すると、1階の案内サイン改修と同時期に実施したほうがよりわかりやすいサイン表示になり、また利便性も向上するため、2階についても今年度にサイン改修を実施することとする。1・2階の案内サイン改修を実施する上でサインの文字、色、大きさやパネルの材質等全体を総合的に考慮する必要があり、1階のサイン改修業務と2階のサイン改修業務は密接に関連する業務となることから、1階案内サイン表示改修業務委託を契約している株式会社オカムラ三重支店と随意契約を行った。</p>	<p>無</p>	
--------------------------------	------------------	--------------------	------------------	------------------	---	----------	--